

渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（渉外知事会）

令和2年度「基地対策に関する要望書」で求めた 重点要望に対する各府省からの回答

＜外務省＞

○ 「1 基地の整理、縮小及び早期返還の促進」

在日米軍の再編を進めることは、米軍の抑止力を維持しつつ、地元の負担を軽減するとの観点から重要と考えている。また、施設・区域の返還については、日米地位協定第2条に基づき検討することとされており、これまでも、政府は、個々の施設・区域について、地方公共団体からの返還や使用の在り方等に関する要望を勘案しつつ、隨時、米側と協議し、返還を含め一部実現している。

政府としては、今後とも、日米安保体制の目的達成という観点を踏まえつつ、個々の施設・区域の実情を踏まえた適切な対応を行っていく。

○ 「2 日米地位協定の改定 ①基地使用の可視化」

米軍の施設・区域の使用に関しては、米軍の運用や保安上の理由から明らかにされない部分があることは事実であるが、日米地位協定は、米軍や米軍人等が我が国に駐留し活動するに当たっては、日本の法令を尊重し、公共の安全に妥当な考慮を払わなければならないとしており、米軍としてこれを遵守している。

また、地位協定の実施に関する日米間の合意事項、例えば、日米合同委員会における合意事項については、従来から米側との協議の上で、その全文又は概要を可能な限り公表するよう努めてきており、外務省ウェブサイトにも掲載している。今後とも、政府として、可能な限り周辺住民の方々に関連する情報を提供していくよう努めていく。

○ 「2 日米地位協定の改定 ②環境条項の新設」

米軍の運用に当たって、環境の保全がしっかりととなされることが極めて重要であると認識しており、累次米側と協議を行っている。また、日米地位協定上、米軍による当該施設・区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行わなければならないとされている。

これらの協議の一環で、平成27年9月、米国との間で、日米地位協定の環境補足協定を締結した。同協定では、米軍施設・区域において、日米両国又は国際的な環境基準のうち、最も保護的なものを一般に採用する旨米側と確認している。

環境補足協定に基づく、「環境に影響を及ぼす事故（すなわち、漏出）が現に発生した場合」の立入申請手続は、米側からの通報を受けて、申請を行うことになっているが、米側から情報提供がない場合であっても、日本側として米軍施設・区域に源を発する環境汚染が発生し、地域社会の福祉に影響を与えていると

信する合理的の理由のある場合には、別途、既存の日米合同委員会合意に従って、米側に調査要請や立入り許可申請等を行うことが可能である。

なお、本年4月10日に発生した漏出事故に関して、P F O Sの性質や本件事故における泡消火剤の漏出の規模の大きさに鑑み、日米間で本件事故の重大性についての認識を共有し、政府として4月16日、21日、24日、5月1日及び11日に環境補足協定第4条に基づく立入りを実施した。

政府としては、地元の方々の関心にも応えられるよう、引き続き、こうした環境補足協定等を適切に運用しつつ、米軍施設・区域内外での環境対策が実効的なものとなるべく、努力を続けていく。

○「2 日米地位協定の改定 ③騒音軽減及び飛行運用の制限等に係る条項の新設」

航空機の騒音は、周辺住民の方々にとり深刻な問題であると認識している。政府としては、22時～6時の時間帯の飛行は原則行わないといった騒音規制措置に係る個別の日米合同委員会合意を作成する等、米軍の飛行に際して、安全面に最大限の考慮を払うとともに、地元に与える影響を最小限にとどめるよう申入れを行っている。

米軍への申入れや関係自治体への情報共有等、引き続き関係自治体の御理解を十分得られるよう、防衛省とも協力して努力していく。

○「2 日米地位協定の改定 ④国内法適用の拡充」

一般に、受入国の同意を得て当該受入国内にある外国軍隊及びその構成員等は、個別の取決めがない限り、軍隊の性質に鑑み、その滞在目的の範囲内で行う公務について、受入国の法令の執行や裁判権等から免除されると考えられている。すなわち、当該外国軍隊及びその構成員等の公務執行中の行為には、派遣国と受入国との間で個別の取決めがない限り、受入国の法令は適用されない。以上は、日本に駐留する米軍についても同様である。

ただし、米軍や米軍人等が日本で活動するに当たって、日本の法令を尊重しなければならないことは当然であり、日米地位協定にもこれを踏まえた規定が第16条で置かれている。

なお、これはあくまでも公務執行中について述べたものであり、当然のことながら、公務執行中でない米軍人等は、特定の分野の国内法令の適用を除外するとの日米地位協定上の規定等がある場合を除き、日本の法令が適用される。

日米地位協定について様々な意見があることは承知しているが、日米地位協定は、合意議事録を含んだ大きな法的枠組みであり、政府としては、日米地位協定について、これまで、手当てすべき事項の性格に応じて、効果的かつ機敏に対応できる最も適切な取組を通じ、一つ一つの具体的な問題に対応している。

引き続き、そのような取組を積み上げることにより、日米地位協定のあるべき姿を不斷に追求していく考えである。

○ 「2 日米地位協定の改定

⑤基地内の安全管理及び基地の外における活動の制限に関する条項の新設」

日米地位協定は、米軍や米軍人等が我が国に駐留し活動するに当たっては、日本の法令を尊重し、公共の安全に妥当な考慮を払わなければならないとしており、米側としてこれを遵守している。

政府としては、施設及び区域における作業や飛行訓練を含め、米軍の運用に際しては、安全面に最大限の考慮を払うとともに、地元住民に与える影響を最小限にとどめるよう、これまででも米側に申し入れており、引き続き、様々な機会を通じて、しっかりと申し入れていく。

○ 「2 日米地位協定の改定

⑥米軍、米軍構成員等による事件・事故の防止と措置の充実」

米軍人等による事件・事故はあってはならないものであり、それぞれに被害者や御家族がおられ、その方々の御心痛をお察しするに、1件1件が大変深刻な問題であると認識している。

米軍人等による事件・事故が発生した場合には、日米合同委員会合意の通報手続きを含め、日米間の様々なチャンネルを通じて迅速かつ緊密にやりとりを行ってきており、政府として、このようなやりとりの中で把握した情報については、関連する地方公共団体に対し情報提供を行うとともに、米側に対して再発防止等をしっかりと申し入れている。

米軍関係者による事件・事故の再発防止については、まずは米側による不断の取組が重要と認識している。政府としても、様々な機会を通じて、事件・事故の再発防止策が着実に実施されるよう、日米間で協力して取り組んでいるところ、引き続き、安全確保は最優先の課題として全力で取り組んでいく。

○ 「2 日米地位協定の改定 ⑦地元意見の聴取に係る仕組みの新設」

日米安保体制の運用については、我が国の外交・防衛に責任を有する日本政府が米国政府と協議することを基本とすべきものであるが、その一方で、米軍の安定的な駐留のためには地元の理解と協力は不可欠であり、政府として地元の意向を踏まえて米側とやり取りしている。

他方、御指摘の政府と地元との調整の在り方については、関係省庁と相談しつつ、また、相手のあることであるが、地元の要望に可能な限り添えるよう努力していく。

また、渉外知事会からの要望を受け、平成20年12月に渉外知事会、在京米国大使館、在日米軍司令部及び防衛省の協力の下、「連絡会議」が開催された。

今後の開催について、累次にわたり、渉外知事会から御要望いただいているところであり、どのような形での協議が必要であるかも含め、検討していきたい。

○ 「3 国による財政的措置等の新設・拡充

③基地跡地の返還に係る支援

④駐留軍等労働者対策及び離職者対策の拡充・強化」

米軍施設・区域の所在に伴い周辺住民の方々に御負担をおかけしていることは十分に認識しており、地元の過重な負担の軽減を図ることは、日米安保体制を安定的な基盤の上に置く意味からも重要であると考えている。

一方、御要望の内容は、当省において所掌するものではないが、いずれにせよ米軍施設・区域の所在に伴い周辺住民の方々に御負担をおかけしていることに鑑み、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保するとの観点から、必要に応じて、関係省庁とも相談しつつ、適切に対処していく。

<防衛省>

○ 「1 基地の整理、縮小及び早期返還の促進」

防衛省としては、地元の御要望を踏まえ、各地域の実情に合った負担軽減の努力が必要であるとの考え方の下、米軍施設・区域の整理・統合・縮小に努力しているところである。

今後とも、返還事案を着実に進めて行くとともに、地元の御要望や米軍の運用上の必要性等を踏まえながら、引き続き、地元の基地負担軽減に取り組んでいく所存である。

○ 「2 地位協定の改定 ①基地使用の可視化」

施設及び区域の在日米軍への提供又は共同使用等に当たっては、日米合同委員会合意及び閣議決定手続を取っているところである。一連の手続において、日米合同委員会合意後、その概要（所在地、使用目的、対象面積等）を公表するとともに、閣議決定後には官報告示を行っているところであり、米側は当該合意の範囲内において、施設及び区域を使用しているものである。

また、地方公共団体の皆様が施設及び区域への立入りを希望される場合には、関連の日米合同委員会合意に基づき、米側との調整の上で実施しているところである。

日米合同委員会合意の公表については、平成8年のSACO最終報告において、「日米合同委員会合意を一層公表することを追求する。」とされていること等も踏まえ、従来から米側との協議の上で、その全文又は概要を可能な限り公表するよう努めている。今後とも、政府として、可能な限り周辺住民の方々に関連する情報を提供していくよう努めてまいりたい。

いずれにしても、防衛省としては、御要請の趣旨を踏まえ、引き続き、適切に対応してまいりたい。

○ 「2 地位協定の改定 ②環境条項の新設」（2段落目について） (加えて、環境に影響を及ぼす～)

在日米軍の環境管理については、施設周辺の環境保護と、米軍関係者や周辺住民の安全確保のため、日米両国又は国際約束の基準のうち、最も保護的なものを一般的に採用する「日本環境管理基準（JEGS：ジェグス）」を策定し、適切な管理に努めているものと承知している。

また、2015年に締結された日米地位協定の環境補足協定においては、このJEGSを発出・維持することを、政府間の法的拘束力を有する協定という形式で規定している。

さらに、同補足協定において、環境に影響を及ぼす事故が現に発生した際や、施設・区域の返還に関連する現地調査における立入りについて規定している。

これらを踏まえれば、在日米軍による環境管理は、我が国の関係法令と整合のとれた形で適切に行われており、また、日本側に対する情報提供や各種の立入手続等も担保されているものと認識している。

実際に、本年4月の普天間飛行場における泡消火剤の流出事故に関して、環境事故について過去に先例のない中で、同補足協定に基づく立入りを計5回にわたり行い、水、土壤のサンプリングを実施するなど、政府、関係自治体及び米側で綿密に調整の上、様々な取組を行った。

政府としては、在日米軍の環境管理が万全なものとなるよう、引き続き米側と緊密に連携の上、取組んでまいりたい。

○ 「2 地位協定の改定 ③騒音軽減及び飛行運用制限等に係る条項の新設」

米軍飛行場における航空機の飛行等は、米軍の運用上必要不可欠なものである。他方、航空機による騒音は、周辺住民の方々にとり深刻な問題であり、飛行場周辺の騒音軽減は重要な課題の一つと認識している。

このような認識の下、日米両政府は、厚木、横田、嘉手納及び普天間の4飛行場について日米合同委員会で航空機騒音規制措置を合意し、騒音の低減等に努めている。

また、政府としては、これまでに累次の機会に、米側に対し、騒音規制措置の遵守や、土日・祝日をはじめ、年末年始、入学試験等の地元の重要な行事に配慮するよう申入れを行っているところである。

さらに、住宅防音工事などを始めとする各種施策を通じて、周辺住民の方々の御負担を可能な限り軽減するよう取り組んでいる。

政府としては、引き続きこれらの措置を総合的に実施することで、周辺住民の方々の負担軽減が図られるよう、全力を尽くしてまいりたい。

○ 「2 日米地位協定の改定

⑤基地内の安全管理及び基地の外における活動の制限に関する条項の新設」

日米地位協定第16条においては、在日米軍による我が国法令の尊重義務が規定されており、在日米軍は、このような義務に従ってきているものと認識している。

また、米軍機の飛行訓練については、日米安全保障条約の目的達成のために極めて重要なもののだが、他方で、米軍は、全く自由に訓練を行ってよいわけではなく、我が国の公共の安全に妥当な考慮を払って活動すべきことは言うまでもない。

防衛省としては、引き続き、米側に対し、安全面に最大限配慮し、周辺地域の方々に与える影響を最小限にとどめるよう求めてまいりたい。

○ 「2 地位協定の改定

⑥米軍、米軍構成員等による事件・事故の防止と措置の充実」

米軍人等による事件・事故については、あってはならないものと考えており、防衛省としては、機会あるごとに、米側に対し、隊員の教育や綱紀粛正の徹底を図るよう働きかけているところである。

もとより、米軍人等による事件・事故の防止には、米側の努力が重要であり、在日米軍においても、例えば、勤務時間外行動の指針（リバティ制度）を示すなど、事件・事故の防止に取り組んでいると承知している。

また、万が一、被害に遭われた方々への補償については、日米地位協定第18条に基づき、適切に対応してまいりたい。

防衛省としては、引き続き、米側に対し、隊員の教育や綱紀粛正、再発防止の徹底について更なる努力を求めるとともに、速やかな情報提供を求めてまいりたい。

○ 「2 地位協定の改定 ⑦地元意見の聴取に係る仕組みの新設」

日米地位協定第25条により設置が規定されている日米合同委員会を含め、日米安保体制の運用については、我が国の外交・防衛に責任を有する日本政府が責任を持って米国政府と協議している。

その上で、在日米軍の円滑な駐留、あるいは日米同盟の維持・強化のためには、関係地方公共団体の御理解と御協力が不可欠である。

このため、政府としては、日米間の協議に際し、関係地方公共団体の負担軽減を図りながら、日米安保体制の円滑な運用を確保していくことが極めて重要であるとの考えに立って米側との議論を行うべきであるものと認識している。

相手のあることだが、防衛省としては、引き続き、関係地方公共団体の御意見も踏まえつつ、可能な限り、その御要望に応えられるよう、米側と協議していく考えである。

○ 「3 国による財政的措置等の新設・拡充 ①基地交付金等の増額等」

総務省が所管する基地交付金及び調整交付金については、地元の関係自治体の重要な財源の一つであると認識しており、今回頂いた御要望は、防衛省からも総務省に申し伝えたいと考えている。

国の財政事情は極めて厳しい状況だが、防衛省としては、地元要望を踏まえ、基地周辺対策経費の所要額の確保に向け、引き続き努力してまいりたい。

○ 「3 国による財政的措置等の新設・拡充 ②地域振興策の新設・拡充」

御要望については、基地との関連性を考慮した慎重な対応が必要となるが、地元の御意見等も伺いながら、どのような方策が可能なのか検討してまいりたい。

○ 「3 国による財政的措置等の新設・拡充 ③基地跡地の返還に係る支援」

返還財産の処分については、財務省において、地元自治体の具体的な跡地利用計画を踏まえ、必要な対応が執られると承知している。防衛省としては、跡地利用に係る地元自治体の御要望を関係省庁に伝えるなど、できる限り協力してまいりたい。

○ 「3 国による財政的措置等の新設・拡充

④駐留軍等労働者対策及び離職者対策の拡充・強化」

在日米軍従業員の労務管理については、今後とも在日米軍と緊密に連携し、万全を期してまいりたい。

また、離職者対策については、駐留軍関係離職者等臨時措置法等に基づき、関係省庁と協力して各種援護措置を講じてまいりたい。

<環境省>

○ 「2 日米地位協定の改定 ②環境条項の新設」

日米地位協定上、米軍による当該施設・区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行われなければならないとされている。そのような米軍の運用に当たっては、環境の保全がしっかりととなされることが極めて重要と認識しております、累次米側と協議を行ってきてている。

これらの協議の一環で、平成27年9月に、米国との間で、日米地位協定の環境補足協定が締結された。この協定では、在日米軍による日本環境管理基準（J E G S）の発出・維持や、環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合の日本側当局による米軍基地への立入りなどについて定められている。

関係自治体におかれましては、日頃から米軍施設・区域の周辺地域の環境保全のために御尽力をいただいているところであるが、政府としても、環境補足協定等を適切に運用しつつ、米軍施設・区域内及びその周辺地域において環境対策が実効

的なものとなるべく、努力を続けてまいりたいと考えている。

については、先ずは、環境補足協定等に基づく措置が適切に実施されることが重要であり、環境省としても、必要に応じて関係機関と協力しつつ、適切に対処してまいりたいと考えている。

○ 「2 日米地位協定の改定 ④国内法適用の拡充」

一般に、受入国の同意を得て、当該受入国内にある外国軍隊及びその構成員等は、その滞在目的の範囲内で行う公務については、受入国の法令の執行や裁判権等から免除されると考えられている。すなわち、当該外国軍隊及びその構成員等の公務執行中の行為には、派遣国と受入国との間で個別の取決めがない限り、受入国の法令は適用されない。これは、日本に駐留する米軍についても同様である。

しかしながら、このことは、当該外国軍隊が受入国の法令にかかわらず何をしてもよいということを意味するわけではない。当該外国軍隊等が、受入国で活動するに当たって、受入国の法令を尊重しなければならないことは当然であり、日米地位協定にも米軍構成員等が我が国の法令を尊重する義務を負っている旨の規定が置かれている。

なお、これはあくまでも公務執行中について述べたものであり、当然のことながら、公務執行中でない米軍人等については、特定の分野の国内法令の適用を除外するとの日米地位協定上の規定等がある場合を除いては、日本の法令が適用される。

その上で環境の保全については、在日米軍は日米両国又は国際約束の基準のうち、最も保護的なものを一般に採用するとの基本的考え方の下で日本環境管理基準（J E G S）を作成し、これに基づく環境管理を行っていると承知している。

環境省としては、米側が我が国の基準を正確に理解するよう、引き続き環境分科委員会の枠組みを通じて協議を行うとともに、関係省庁と連携しつつ、J E G S等に基づき、米側が環境保護への取組みを適切に実施するよう、機会を捉えて働きかけてまいりたい。

○ 「2 日米地位協定の改定

⑥米軍、米軍構成員等による事件・事故の防止と措置の充実」

在日米軍に係る事件・事故が発生した際の通報手続については、平成9年の日米合同委員会合意で定められた通報手続を含め、日米間の様々なチャンネルを通じて、迅速かつ緊密にやりとりを行ってきており、政府として、このようなやりとりの中で把握した情報については、関連する地方公共団体に情報提供を行うとともに、米側に対して再発防止等をしっかりと申し入れている。

また、平成27年に米国との間で締結された環境補足協定においても、環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合の在日米軍施設・区域への立入りについて規定されている。

これらの取決めにおける地方公共団体との連絡調整については、地方防衛局を中心に行われるものと承知しているが、在日米軍施設・区域において環境に影響を及ぼす事故が現に発生した際には、環境省としても必要に応じて関係機関と協力し、適切に対処してまいりたいと考えている。

＜内閣府（防災担当）＞

○ 「2 日米地位協定の改定

⑥米軍、米軍構成員等による事件・事故の防止と措置の充実

原子力艦の原子力災害が発生した場合は、防災基本計画及び「原子力艦の原子力災害対策マニュアル（平成16年8月25日中央防災会議主事会議申合せ。以下「マニュアル」という。）」に基づき、対応が定められているところ。

なお、「マニュアル」については、原子力の有識者を交えた作業委員会の検証等を経て、平成28年7月15日中央防災会議主事会議申合せで改訂している。

今後とも引き続き、内閣府として必要な協力をしていくとともに、「マニュアル」の実効性確保のため、必要な防災訓練の実施などについて、自治体と連携しながら取り組んでいきたい。

＜総務省＞

○ 「3 国による財政的措置等の新設・拡充 ①基地交付金等の増額等」

今回、様々なご要望を頂いているが、総務省としては、それらのご要望にお応えするためには、まずは予算総額の確保が重要と考えている。

令和3年度予算においては、国の厳しい財政状況や、これまでの予算措置の経緯などをかんがみ、対前年度比同額を要求しているところ。

今後、概算要求額の満額確保にむけ、厳しい調整が予想されるが、基地が所在する市町村の実情等を十分踏まえ、所要額確保にむけて努力してまいりたい。

＜厚生労働省＞

○ 「3 国による財政的措置等の新設・拡充

④駐留軍等労働者対策及び離職者対策の拡充・強化

駐留軍関係離職者対策については、駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づき関係省庁が諸施策を講じているところであるが、厚生労働省としては、当該離職者に対して就職促進手当等の職業転換給付金を支給しながら、積極的な職業指導、職業紹介及び職業訓練を実施するとともに、これらの者を雇用する事業主に対して特定求職者雇用開発助成金を支給するなどの援護措置を講じ、再就職の促進を図っている。

また、離職者の再就職に関する希望の早期把握、必要に応じたセミナー、キャリアコンサルティングの実施といった、きめ細かい職業相談・職業紹介、職業訓練等の充実強化などの施策も積極的に講じている。

<国土交通省>

○ 「2 日米地位協定の改定

③騒音軽減及び飛行運用の制限等に係る条項の新設

④国内法適用の拡充」

米軍機の飛行等による騒音への対策や安全運航等については、外務省や防衛省から米国側に対し、安全運航の確保や地元住民への配慮の観点から申入れが行われているものと承知しているところである。

<環境省（原子力規制庁）>

○ 「2 日米地位協定の改定

⑥米軍、米軍構成員等による事件・事故の防止と措置の充実」

原子力規制庁では、原子力艦寄港地において、関係自治体等の協力を得てモニタリングボート等による放射能調査を引き続き実施している。

また、平時にモニタリングポストによる24時間体制での放射線監視も併せて実施している。

なお、原子力艦の原子力災害時等には、直ちに関係自治体等に連絡する体制が構築されている。